

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起算日は、その
休日がとどまる翌日)

- 三 その他所要の規定の整備を行うこととした。
四 この規則は、公布の日から施行することとした。

規則

目次

◇規則 鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築課）

◇告示 クリーニング師の研修の指定（県民生活課）

クリーニング所の業務従事者に対する講習の指定（〃）

土地改良区の役員の退任（二件）（農村整備課）

土地改良区の役員の就退任（三件）（〃）

保安林の指定予定（森林保全課）

◇公告 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施（消防防災課）

公布された規則のあらまし

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年六月十一日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県規則第三十八号

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則（昭和四十八年五月鳥取県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「添附書類」を「添付書類」に改め、同条第一項中「第一条第一項」を「第一条の三第一項」に、「添附」を「添付」に改める。

第四条の見出し中「確認申請手数料」を「確認申請手数料等」に改め、同条第一項中「確認申請手数料」の下に「及び完了検査申請手数料」を加え、「又は政令第十二条」を「から第十二条の二まで」に改め、同条第二項中「確認申請手数料」の下に「及び完了検査申請手数料」を加える。

第五条第二項中「第一条第一項」を「第一条の三第一項」に、「屎尿浄化槽」を「屎尿净化槽」に、「添附して」を「添付して」に改める。
(第十三条第一項関係)

第六条第一項第一号中「第八条第一号」を「別表第一第一号」に改め、同条第四項中「第七条第三項」を「第七条第五項」に改める。

第七条を削り、第七条の二を第七条とする。

第十三条中「第五十三条第二項第二号」を「第五十三条第三項第二号」に改める。

省令第十条の四第一項若しくは第四項又は第十条の五第一項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

一 省令第一条の三第一項の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書

二 当該許可又は認定を必要とする理由を記載した書類

三 その他知事が必要と認める書類

付して」に改める。

第十三条第二項中「第一条第一項」を「第一条の三第一項」に、「添附して」を「添

付して」に改める。

第十四条第一項中「規定による」の下に「知事に対する」を加える。

様式第五号を次のように改める。

様式第五号 前略

様式第八号正本及び様式第八号副本を次のように改める。

様式第八号 前略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県告示第三百九十七号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るために研修を指定したので、次のとおり告示する。

平成十一年六月十一日

告 示

鳥取県知事 片 山 善 博

一 研修を行う者の名称及び所在地

財団法人全国環境衛生営業指導センター

東京都新宿区四谷四丁目三

二 研修の日時及び場所

(1) 平成十一年七月四日 午後一時から午後五時から三十分まで

鳥取市尚徳町一〇一―五 鳥取県立県民文化会館

(2) 平成十一年七月十一日 午後一時から午後五時三十分まで

米子市末広町七四 鳥取県立米子コンベンションセンター

(3) 平成十一年七月十八日 午後一時から午後五時三十分まで

倉吉市山根五二九一二 鳥取県立倉吉体育文化会館

(4) 研修を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したものについては、(1)、(2)又は(3)の時間を午後一時から午後五時までとする。

三 受講申込み期間

平成十一年六月十八日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

四 受講料

五千円を受講申込み時に払い込むこと。

五 受講申込み先及び問い合わせ先

財団法人鳥取県環境衛生営業指導センター

鳥取市弥生町三〇二一一二

電話 ○八五七一九一八五九〇

鳥取県告示第三百九十八号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の三に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次とおり告示する。

平成十一年六月十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 講習を行う者の名称及び所在地

財団法人全国環境衛生営業指導センター

東京都新宿区四谷四丁目三

二 講習の日時及び場所

(1) 平成十一年七月二十五日 午後一時から午後五時から三十分まで

米子市末広町七四 鳥取県立米子コンベンションセンター

(2) 平成十一年八月一日 午後一時から午後五時三十分まで

鳥取市尚徳町一〇一―五 鳥取県立県民文化会館

(3) 平成十一年八月八日 午後一時から午後五時三十分まで

倉吉市山根五二九一―一 鳥取県立倉吉体育文化会館

(4) 講習を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したものについては、(1)、(2)又は(3)の時間を午後一時から午後五時までとする。

三 受講申込み期間
平成十一年六月十八日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

四 受講料

四千五百円を受講申込み時に払い込むこと。

五 受講申込み先及び問い合わせ先

財団法人鳥取県環境衛生営業指導センター

鳥取市弥生町三〇二一一二

電話 ○八五七一九一八五九〇

鳥取県告示第三百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり千代水土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年六月十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事 森 本 善 夫 鳥取市安長五五八

平成九年四月二十日退任

理事 川 上 亀 雄 鳥取市安長三五三

平成十年十二月十九日退任

鳥取県告示第四百号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年六月十一日

退任した役員の氏名及び住所

理事入江潔 西伯郡大山町富岡一〇
平成十一年四月十七日退任

理事河本実 西伯郡大山町清原一三六
平成十一年四月二十二日退任

鳥取県告示第四百一号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり千代水土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年六月十一日

鳥取県知事 片山 善博

退任した役員の氏名及び住所

理	事	天	川	利	美	鳥取市南隈三二
事	河	上	山	国	男	鳥取市安長三五九
河	西	田	中	英	明	鳥取市秋里八四四
西	正	山	本	憲	一	鳥取市秋里八一一
正	治	片	山	廣	道	鳥取市西品治五八八一
治		奧	田	壽	一	鳥取市西品治六四一

鳥取県知事
片山 善博

平成十一年四月五日退任	監事	松村康夫	鳥取市古海八三三一六	徳村栄蔵	鳥取市南隈五六
	木下英太郎	米澤氣農	鳥取市賀露南四丁目五一一	西村晃司	鳥取市晚稻二二六
		鳥取市秋里八一六一一	鳥取市德尾三一五		
			鳥取市南隈六五		
			鳥取市德吉一四六		

就任した役員の氏名及び住所

監事	森本茂美	中河強	理事
伊佐田	澤川上英	中河	鳥取市德吉一四五一一
米澤	木下英太郎	中河	鳥取市安長五六四
松村	片山廣道	中河	鳥取市秋里八一一
本計	河西中	中河	鳥取市西品治五八八一一
康夫	田正久	中河	鳥取市南隈五六六
農	德村榮蔵	中河	鳥取市南隈三二
氣	奧田壽一	中河	鳥取市晚稻三五
英雄	鳥取市德吉一四六	中河	鳥取市賀露南四丁目五一一
建	鳥取市秋里八七二	中河	鳥取市南隈六五

平成十一年四月六日就任 任期四年

鳥取県告示第四百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり秋里江津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年六月十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事	松下清寿	鳥取市江津六二八
ク	中村幸治	鳥取市江津六五四
ク	岡本幸男	鳥取市江津六八一
ク	青木充宏	鳥取市江津六六八
ク	吉田和夫	鳥取市江津四〇〇
監事	高田寿秋	鳥取市江津二七七一
ク	高田忠治	鳥取市江津六三五

平成十一年四月十二日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	松下清寿	鳥取市江津六二八
ク	中村幸治	鳥取市江津六五四
ク	岡本幸男	鳥取市江津六八一
ク	青木充宏	鳥取市江津六六八
ク	吉田和夫	鳥取市江津四〇〇
監事	高田寿秋	鳥取市江津二七七一
ク	高田忠治	鳥取市江津六三五

平成十一年四月十二日退任

監事 高田寿秋 鳥取市江津二七七一
ク 高田忠治 鳥取市江津六三五

鳥取県告示第四百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり淀江宇田川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年六月十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事	河本勇	西伯郡淀江町大字西原六五九
----	-----	---------------

平成十一年十二月十八日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	関本攻	西伯郡淀江町大字西原五八〇
----	-----	---------------

平成十一年四月一日就任 任期平成十一年十月十九日まで

鳥取県告示第四百四号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年六月十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県公報

平成11年6月11日

1 保安林予定森林の所在場所 東伯郡三朝町大字笏賀字場ヶ谷九九、九九の1	いて危険物の取扱作業に従事しているもの
2 講習の日時及び場所 (1) 平成11年7月22日(木) 鳥取市東町一丁目220	講習の日時及び場所 (1) 平成11年7月22日(木) 午前9時30分から午後0時30分まで 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
3 受講手続 県内の各消防署、各市役所、各町村役場及び鳥取県生活環境部消防防災課に備え付けてある所定の用紙により作成した受講申請書を、平成11年6月14日(月)から同月25日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)に、鳥取県生活環境部消防防災課(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271、電話0857-26-7065)に提出すること。(郵送による場合は、平成11年6月25日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。)	受講手続 (1) 平成11年7月22日(木) 午前9時30分から午後0時30分まで 鳥取市東町一丁目220 鳥取県中部総合事務所大會議室
4 受講手数料及びその納付方法 受講手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄に記入して納付すること。この場合、消印はしないこと。	受講手数料 (1) 平成11年7月22日(木) 午前9時30分から午後0時30分まで 鳥取市東町一丁目220 鳥取県中部総合事務所大會議室
5 その他 受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。	その他 (1) 平成11年7月22日(木) 午前9時30分から午後0時30分まで 鳥取市東町一丁目220 鳥取県中部総合事務所大會議室
1 受講対象者 危険物取扱者免状の交付を受けている者で危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所にお	受講対象者 危険物取扱者免状の交付を受けている者で危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所にお